

## 奈良県告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保  
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十二年一月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字桑畠二三三・二八一の一三（以上  
二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八〇の一、二八〇の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字桑畠二八〇の一・二八〇の二・二八一の一三（以上三筆について次の図に  
示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林整備  
課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）